

蒲郡市キャッシュレス決済手数料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、キャッシュレス社会の実現に向けた基盤を構築することにより、消費者の利便性を高め、市内産業の振興を図るため、キャッシュレス決済の導入を実施する者に対し、蒲郡市キャッシュレス決済手数料補助金（以下「決済手数料補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者、特定非営利活動法人その他法人をいう。
- (2) キャッシュレス決済 クレジットカード、電子マネー、QRコード決済、デビットカード等の一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済サービスをいう。

(補助対象者)

第3条 決済手数料補助金の交付の対象となる者は、中小企業者等のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 蒲郡市内に店舗を有すること。
- (2) 店舗において消費者と対面で金銭の授受を行っていること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業を営む者でないこと。
- (5) 政治又は宗教を目的とするものでないこと。

(補助対象経費、補助率等)

第4条 決済手数料補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率、補助金額の上限額及び補助対象期間は、別表のとおりとする。

(端数処理)

第5条 決済手数料補助金の額の決定に当たっては、算出された額に1,000円

未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 決済手数料補助金の交付を受けようとする者は、市長に対し、令和7年2月末日（以下「申請期限」という。）までに、蒲郡市キャッシュレス決済手数料補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、申請しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、申請期限を延長することができる。

- (1) 補助対象経費明細書（第2号様式）
- (2) 支払の根拠となる資料（領収書（写）等）
- (3) 個人事業主にあつては、事業を実施していることが分かる資料（直近の確定申告書（写）等）
- (4) 申請者本人の身分を証明する書類（個人事業主の場合は運転免許証等、法人の場合は登記簿謄本等）
- (5) 事業所及び店舗の所在地が確認できる書類（直近の確定申告書（写）等）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、先着順で受け付けることとし、市長は、申請された補助金の額が予算額を越えるときは、申請期限以前であっても申請の受付をしないことができる。

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、その適否を決定しなければならない。

2 前項の規定により決済手数料補助金を交付することを決定したときは、蒲郡市キャッシュレス決済手数料補助金交付決定通知書（第3号様式）により、速やかに申請者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により決済手数料補助金を交付しないことを決定したときは、蒲郡市キャッシュレス決済手数料補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、速やかに申請者に通知しなければならない。

(実績報告及び補助金額の確定)

第8条 規則第13条の規定による実績報告及び規則第14条の規定による補助金額の確定通知については、第6条の規定による交付申請及び前条の規定による交付の決定の通知をもってなされたものとみなす。

(請求及び交付)

第9条 第7条第2項の規定による通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)

は、速やかに蒲郡市キャッシュレス決済手数料補助金交付請求書(第5号様式)により、市長に対し、決済手数料補助金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに当該請求に基づき、決済手数料補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、決済手数料補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により決済手数料補助金の交付を受けたとき。

(2) 第3条の要件に該当しないことが判明したとき。

(3) 別表に定める補助対象経費とならないものに該当することが判明したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が決済手数料補助金の交付が不適切であると認めたとき。

2 市長は、前項の取消しをしたときは、蒲郡市キャッシュレス決済手数料補助金交付決定取消通知書(第6号様式)により、当該取消しを受けた交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により決済手数料補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金が交付されているときは、当該補助金の交付の決定の取消しを受けた者に対し、蒲郡市キャッシュレス決済手数料費補助金返還命令書(第7号様式)により、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の補助金額(1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。)の返還を命ずるものとする。この場合における当該補助金の返還に係る加算金及び遅延利息については、規則第20条の規定を適用する。

(補助金の経理)

第12条 決済手数料補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る経理についてその収支事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を当該補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、決済手数料補助金の交付に関し必要な事

項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月25日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	キャッシュレス決済事業者に支払う決済手数料 ※補助対象経費とならないもの ・消費税額及び地方消費税額 ・登録手数料及び工事手数料等 ・国、県又はその他の機関の補助を受けるもの ・割賦支払によるもの ・決済事業者の割引等により実際の支払が生じていないもの
補助率	補助対象経費の3分の1以内
補助金額の上限額	1 補助事業者当たりの上限額3万円
補助対象期間	令和6年4月1日から令和7年1月末日までのうち最大6か月

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

蒲郡市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

（法人の場合は、所在地、法人名、代表者肩書及び代表者名）

蒲郡市キャッシュレス決済手数料補助金交付申請書

蒲郡市キャッシュレス決済手数料補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

補 助 事 業 の 名 称	キャッシュレス決済推進事業 （キャッシュレス決済手数料補助）
補 助 対 象 経 費 （支払った決済手数料）	円
補 助 金 交 付 申 請 額（※ 1）	円
添 付 書 類	☐ 補助対象経費明細書（第 2 号様式） ☐ 支払の根拠となる資料（領収書(写)等） ☐ 個人事業主は、事業を実施していることが分かる資料（直近の確定申告書(写)等） ☐ 申請者本人の身分を証明する書類（個人事業主の場合は運転免許証等、法人の場合は登記簿謄本等） ☐ 事業所及び店舗の所在地が確認できる書類（直近の確定申告書（写）等） ☐ その他市長が必要と認める書類

（※ 1）補助対象経費× 1 / 3 と補助金上限額（3 万円）を比較して少ない額（1，0 0 0 円未満切り捨て）

（表面）

蒲郡市キャッシュレス決済手数料補助金の申請に関する誓約書

蒲郡市キャッシュレス決済手数料補助金（以下「決済手数料補助金」という。）の申請にあたり以下のことを誓約します。

- 1 補助金受給後、6か月を超えて、補助対象経費となったキャッシュレス決済を市内店舗において利用可能といたします。
- 2 愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者でなく、市長が必要と認める場合には、市長が警察へ照会することにつき同意します。
- 3 決済手数料補助金に係る同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていません。
- 4 決済手数料補助金の申請等に係る個人情報の取扱いについては、不正行為等の把握及び防止、データの分析、市の行うキャッシュレス決済推進事業に必要な調査等のため、市が利用することに同意します。
- 5 決済手数料補助金の交付事務に必要な内容に関し、市が税務資料を閲覧することについて同意します。
- 6 前各項の誓約事項及び申請書の内容に虚偽や不正があった場合、交付要件を満たしていないことが判明した場合は、決済手数料補助金の申請を取り下げます。また、決済手数料補助金交付後に発覚した場合は、市に対して交付を受けた決済手数料補助金の全額を返還いたします。

年 月 日

住所

氏名（自署）

（法人の場合は、所在地、法人名、代表者肩書及び代表者名）

（裏面）

補助対象経費明細書

(単位：円)

決済月	決済手数料 (税抜金額)	内 交付申請経費	決済事業者名 (参考)
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
交付申請(補助対象)経費合計			

補助金交付申請額 =

*消費税は補助の対象とならないため、税抜き価格を記入すること。
*上記に記入した支払いの根拠となる資料（領収書(写)等）を添付して提出すること。
*記入欄が足りない場合は、適宜追加して記入すること。

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

蒲郡市キャッシュレス決済手数料補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったキャッシュレス決済手数料補助金の
交付について、下記のとおり決定しましたので、蒲郡市キャッシュレス決済手数料
補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

補 助 事 業 の 名 称	キャッシュレス決済推進事業 (キャッシュレス決済手数料補助)
申 請 者 名	
交 付 決 定 金 額	円

第4号様式（第7条関係）

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

蒲郡市キャッシュレス決済手数料補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったキャッシュレス決済手数料補助金の
交付について、下記のとおり不交付と決定しましたので、蒲郡市キャッシュレス決
済手数料補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

補 助 事 業 の 名 称	キャッシュレス決済推進事業 (キャッシュレス決済手数料補助)
申 請 者 名	
不 交 付 の 理 由	

年 月 日

蒲郡市キャッシュレス決済手数料補助金交付請求書

蒲郡市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

（法人の場合は、所在地、法人名、代表者肩書及び代表者名）

蒲郡市キャッシュレス決済手数料補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり
請求します。

補 助 事 業 の 名 称	キャッシュレス決済推進事業 (キャッシュレス決済手数料補助)
交 付 請 求 金 額	円

振 込 先	金融機関名	銀行 信金 農協 漁協 信組 店
	口 座 番 号	当座 普通
	(フリガナ)	
	口座名義人	

※口座名義人は申請者と同一であるものに限りします。

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

蒲郡市キャッシュレス決済手数料補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け蒲 第 号で交付決定した補助事業については、次のとおり取消しを決定したので、蒲郡市キャッシュレス決済手数料補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

補 助 事 業 の 名 称	キャッシュレス決済推進事業 (キャッシュレス決済手数料補助)
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 事 由	

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

蒲郡市キャッシュレス決済手数料補助金返還命令書

蒲郡市キャッシュレス決済手数料補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、下記
のとおり返還を命じます。

記

返 還 金 額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返 還 理 由	
返 還 方 法	
補 助 事 業 の 名 称	キャッシュレス決済推進事業 (キャッシュレス決済手数料補助)
補 助 金 の 交 付 決 定 金 額	円